

品川区特定創業支援事業に関する証明書交付要綱

制定	平成 27 年 3 月 26 日区長決定	要綱第 158 号
改正	平成 28 年 5 月 11 日区長決定	要綱第 182 号
改正	令和 5 年 3 月 24 日区長決定	要綱第 37 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日部長決定	要綱第 280 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。)に規定する認定創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業に関する証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援事業計画 法第 127 条第 1 項に規定する認定創業支援事業計画で、区が申請し、国が認定した創業支援事業計画をいう。
- (2) 特定創業支援事業 法第 2 条第 31 項に規定する事業で、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成 26 年経済産業省令第 1 号。以下「法施行規則」という。)第 8 条に規定する創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。
- (3) 証明書 法施行規則第 8 条に規定された特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対して、当該支援を受けたことを区長が証明するものをいう。

(対象事業)

第 3 条 証明書の交付対象事業は、認定創業支援事業計画のうち、特定創業支援事業として国から認定された事業とする。

(交付対象者)

第 4 条 証明書の交付対象者は、前条の特定創業支援事業による支援を受けて、区内で創業を行おうとする者とする。

(証明書の交付申請)

第 5 条 証明書の交付を希望する者は、特定創業支援事業に関する証明書交付申請書(第 1 号様式)により区長に申請を行うものとする。

(証明書の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る事項について、適当と認めるときは、証明書(第 1 号様式)を交付するものとする。

(証明の取り消し)

第7条 区長は、証明書の交付を受けた者が、虚偽その他不正の事実により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付された証明書を区長に返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

付 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書兼証明書

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書兼証明書

品川区長あて

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の
規定による証明に関する申請書兼証明書

申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

証明を受けたい項目

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
経営・財務・人材育成・販路開拓 _____年 月 日 ～ _____年 月 日
2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
商号（屋号） _____
本店所在地 品川区 _____
3. 設立する会社の資本額 _____万円 （会社の場合）
4. 新たに開始しようとする事業の業種、内容

5. 設立しようとする会社（事業）設立の予定年月日 _____年 月 日

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

年 月 日	品 川 区 長	印
申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。		
有効期限 _____年 月 日まで		
※ただし、創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日		

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円に軽減されます）。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。